

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例【改正案】

別表第2

2 その他の水域に適用する有害物質に係る排水基準

【改正前】

有害物質の種類	特定施設の種類	許容限度											
		A水域		B水域		C水域		D水域		E水域		F水域	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
カドミウム及びその化合物〔単位カドミウムの量に関して、1リットルにつきミリグラム〕	非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業に係る施設（水質令別表第1の第62号に掲げるもの。亜鉛に係るものに限る。）			0.05					0.05				
	水質令別表第1に掲げる <u>その他</u> の施設（金属鋳業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。））			0.05				0.05					

A 水域 阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く）

B 水域 阿賀野川及びこれに流入する公共用水域（C 水域を除く。）

C 水域 猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域

D 水域 いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域

E 水域 相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域

F 水域 久慈川及び黒川並びにこれらに流入する公共用水域

【改正後】

有害物質の種類	特定施設の種類	許容限度											
		A水域		B水域		C水域		D水域		E水域		F水域	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
カドミウム及びその化合物 〔単位カドミウムの量に関して、1リットルにつきミリグラム〕	_____			_____									
	水質令別表第1に掲げる_____施設(金属鉱業_____に限る。)			0.05〔日橋川に係るものに限る〕			0.05						

A 水域 阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く）

B 水域 阿賀野川及びこれに流入する公共用水域（C 水域を除く。）

C 水域 猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域

D 水域 いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域

E 水域 相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域

F 水域 久慈川及び黒川並びにこれらに流入する公共用水域